

令和3年10月26日

## 生徒とのメール・SNS等の使用に係る校内ルール

県立西新発田高等学校

- 1 教職員と生徒との間でメール・SNS等を使用する場合は、教育活動（部活動・行事指導等）で、関係生徒全員に関わる場合に限ることとし、個人的な指導や私的なやり取りは一切行わない。
- 2 教育活動で関係生徒全員に関わる場合であっても、保護者から誤解を受けることのないように努めるとともに、その内容については複数の教職員がチェックできるようにし、情報の共有化と透明化に努める。
- 3 教職員は、事前にメールアドレス等を把握する生徒の範囲と使用目的を、管理職に届けることとする。
- 4 教職員は、生徒からメール・SNS等で相談があった場合、管理職に報告した上で、組織的に対応する。

附則：この校内ルールは令和3年10月26日より実施する。